



SMTB年金ニュース

(平成26年11月10日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金・確定給付企業年金】

予定死亡率の改正に係るパブリックコメント 手続きの開始

本日(平成26年11月10日)、標題に関して2件のパブリックコメント手続き(*)が開始され、12月10日までの間、告示案に対する意見募集が行われております。

当該意見募集は、[平成26年10月17日付のパブリックコメント手続き](#)及び[平成26年10月22日付のパブリックコメント手続き](#)と同様、第21回社会保障審議会年金部会(平成26年6月3日開催)において、財政の現況及び見通し(厚生年金本体の財政検証結果)が公表されたことに伴う対応に関するものです。

(*) ① 厚生年金基金における最低積立基準額の算定の基礎となる予定死亡率

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140292&Mode=0>

(*) ② 確定給付企業年金の基準死亡率

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140291&Mode=0>

I. 趣旨

「厚生年金基金における最低積立基準額の算定の基礎となる予定死亡率」及び「確定給付企業年金の基準死亡率」は、厚生年金本体における財政検証の前提として使用された率をもとに定められているが、今般、財政の現況及び見通しが公表され、死亡率の前提が見直されたことから、所要の見直しを行うもの。

II. 対象

告示

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3595

Ⅲ. 改正案の概要

① 「厚生年金基金における最低積立基準額の算定の基礎となる予定死亡率」

- ・最低積立基準額における予定死亡率を改正する（※）。
- ・最低積立基準額における予定死亡率に乗じる「将来における死亡率の改善の見込みを反映させるための係数」を改正する。

（変更後）男子及び女子：0.86

（変更前）男子：0.95 女子：0.925

② 「確定給付企業年金の基準死亡率」

- ・確定給付企業年金制度における予定死亡率を改正する（※）。

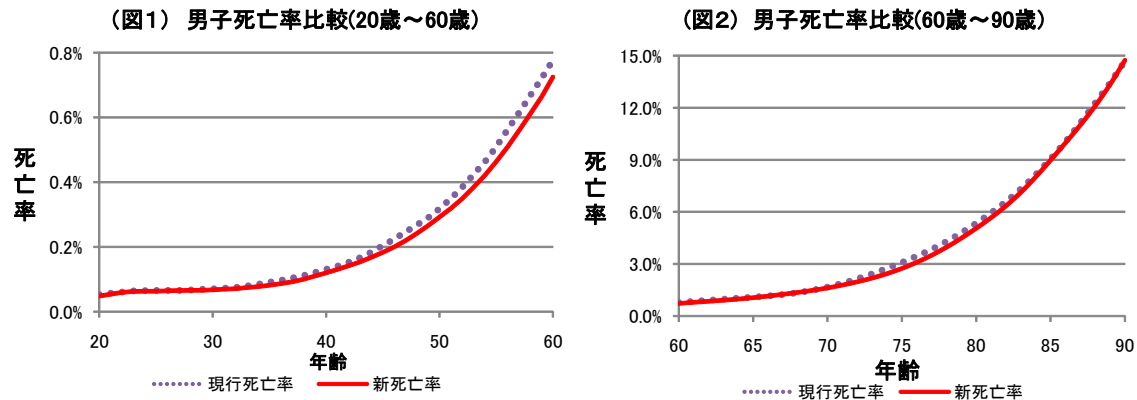
（※）改正後の予定死亡率は、[平成26年10月22日付のパブリックコメント手続き](#)の厚生年金基金の財政運営基準別表2（受給者等に使用する予定死亡率）と同一です。

Ⅳ. 適用時期

平成27年4月1日（予定）

（参考）予定死亡率改正の影響

新しい予定死亡率は、従前の予定死亡率と比較して若干ながら低下しています。そのため、死亡率変更を財政計算に反映する際には、標準掛金率や給付現価の増加要因となります。（図1～3参照）



(図3) 男子(60歳)の場合の60歳支給開始年金現価率比較

	年金現価率(2.0%)		
	単純終身	15年保証終身	20年保証終身
①新予定死亡率(21回生命表基準)	18.3046	19.2335	20.1064
②現行予定死亡率(20回生命表基準)	18.0987	19.0610	19.9842
比率(①÷②)	101.1%	100.9%	100.6%
③旧予定死亡率(19回生命表基準) (ご参考)	17.7658	18.8483	19.8453
比率(②÷③) (ご参考)	101.9%	101.1%	100.7%

以上